

議題 4

広島市教育委員会規則の一部改正について

- | | | |
|---|-------------------------------------|----|
| 1 | 広島市立中央図書館条例施行規則の一部改正について（議案第 1 3 号） | 11 |
| 2 | 広島市郷土資料館条例施行規則の一部改正について（議案第 1 4 号） | 20 |

議案第 13 号

令和 7 年 3 月 27 日提出

広島市立中央図書館条例施行規則の一部改正について

広島市立中央図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市立中央図書館条例施行規則の一部を改正する規則

広島市立中央図書館条例施行規則（昭和 49 年広島市教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ア及びイを次のように改める。

ア 中央図書館

- (ア) 毎月の第 2 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日
- (イ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日まで
- (ウ) 図書整理日 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日（当該金曜日が休日に当たるときは、その前日）
- (エ) 特別整理期間 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において 7 日以内

イ 分館

(ア) 月曜日（その日が8月6日に当たるときは、その日を除く。）。

ただし、月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日

(イ) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日
日に当たるときは、その直後の休日でない日

(ウ) 12月29日から翌年の1月4日まで（ただし、1月4日が月
曜日に当たるときは、1月5日まで）

(エ) 図書整理日 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日
又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日（当該金曜日が休
日に当たるときは、その前日）

(オ) 特別整理期間 4月1日から翌年3月31日までの間において
7日以内

第3条第1項第1号ウからオまでを削り、同項第2号ア中「及び分館
（まんが図書館及び佐伯区図書館湯来河野閲覧室を除く。）」を削り、同
号ア(ア)中「火曜日」を「月曜日」に、「午前9時から午後7時まで」を
「午前10時から午後9時まで」に改め、同号ア(イ)中「午前9時から午後
5時まで」を「午前10時から午後6時まで」に、「中央図書館」を「多
目的室及び自習室」に、「7月及び8月は、午前9時から午後6時まで」
を「午前10時から午後9時まで」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ
を同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 分館（まんが図書館及び佐伯区図書館湯来河野閲覧室を除く。）

(ア) 火曜日から金曜日まで（休日及び8月6日を除く。） 午前9
時から午後7時まで

(イ) 土曜日、日曜日、休日及び8月6日 午前9時から午後5時まで

第3条第2項中「第7条」を「第14条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第7条を第8条とする。

第6条中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とする。

第4条第1項及び第2項中「第8条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(使用の許可の手続)

第4条 条例第4条第1項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第4条第1項の許可の申請は、その申請に係る使用日の3か月前の日前のものについては、これを受け付けない。ただし、教育委員会において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、条例第4条第1項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

4 条例第14条第1項の規定により中央図書館の管理を指定管理者に行わせる場合における第1項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

広島市立中央図書館条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

利用者の利便性の向上を図るため、中央図書館の休館日及び開館時間を改める等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 利用者の利便性の向上を図るため、中央図書館（分館を除く。）の休館日及び開館時間を次のように改める。

ア 休館日

現 行	改 正
(ア) 月曜日（その日が 8 月 6 日に当たるときは、その日を除く。）。ただし、月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日	(ア) 毎月の第 2 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日
(イ) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、その直後の休日でない日	(イ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日まで
(ウ) 12 月 29 日から翌年の 1	(ウ) 図書整理日 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日

月 4 日まで（ただし、1 月 4 日が月曜日に当たるときは、1 月 5 日まで） (エ) 図書整理日 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日（当該金曜日が休日に当たるときは、その前日） (オ) 特別整理期間 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの間において 7 日以内	（当該金曜日が休日に当たるときは、その前日） (エ) 特別整理期間 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの間において 7 日以内
---	---

備考 この表及びイの表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

イ 開館時間

現 行	改 正
(ア) 火曜日から金曜日まで（休日及び 8 月 6 日を除く。） 午前 9 時から午後 7 時まで (イ) 土曜日、日曜日、休日及び 8 月 6 日	(ア) 月曜日から金曜日まで（休日及び 8 月 6 日を除く。） 午前 10 時から午後 9 時まで (イ) 土曜日、日曜日、休日及び

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、7 月及び 8 月は、午前 9 時から午後 6 時まで	8 月 6 日 午前 10 時から午後 6 時まで。ただし、多目的室及び自習室においては、午前 10 時から午後 9 時まで
--	---

(2) 広島市立中央図書館条例の改正に伴い、中央図書館の多目的室の使用の許可の手續について、次のように定める。

ア 中央図書館の多目的室の使用の許可を受けようとする者は、所定の申請書を教育委員会に提出しなければならない。

イ アによる申請は、その申請に係る使用日の 3 か月前の日前のものについては、これを受け付けない。ただし、教育委員会において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

ウ 教育委員会は、中央図書館の多目的室の使用の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

(3) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

現行改正比較表（広島市立中央図書館条例施行規則）

現 行	改 正
第1条・第2条 （略） （休館日及び開館時間） 第3条 中央図書館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することがある。 (1) 休館日 ア 月曜日（その日が8月6日に当たるときは、その日を除く。）。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日 イ 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、その直後の休日でない日	第1条・第2条 （現行に同じ。） （休館日及び開館時間） 第3条 中央図書館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することがある。 (1) 休館日 ア 中央図書館 ⑦ 毎月の第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日 ⑧ 12月29日から翌年の1月4日まで ⑨ 図書整理日 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日（当該金曜日が休日に当たるときは、その前日） ⑩ 特別整理期間 4月1日から翌年3月31日までの間において7日以内 イ 分館 ⑦ 月曜日（その日が8月6日に当たるときは、その日を除く。）。ただし、月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日 ⑧ 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、その直後の休日でない日 ⑨ 12月29日から翌年の1月4日まで（ただし、1月4日が月曜日に当たるときは、1月5日まで） ⑩ 図書整理日 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日（当該金曜日が休日に当たるときは、その前日） ⑪ 特別整理期間 4月1日から翌年3月31日までの間において7日以内

現 行	改 正
ウ 12月29日から翌年の1月4日まで (ただし、1月4日が月曜日に当たるときは、1月5日まで) エ 図書整理日 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日(当該金曜日が休日に当たるときは、その前日) オ 特別整理期間 4月1日から翌年3月31日までの間において7日以内 (2) 開館時間 ア 中央図書館及び分館(まんが図書館及び佐伯区図書館湯来河野閲覧室を除く。) ⑦ 火曜日から金曜日まで(休日及び8月6日を除く。) 午前9時から午後7時まで ⑧ 土曜日、日曜日、休日及び8月6日 午前9時から午後5時まで。ただし、中央図書館においては、7月及び8月は、午前9時から午後6時まで イ まんが図書館 午前10時から午後5時まで 立 佐伯区図書館湯来河野閲覧室 ⑦ 火曜日から金曜日まで(休日及び8月6日を除く。) 午前9時から午後6時まで ⑧ 土曜日、日曜日、休日及び8月6日 午前10時から午後5時まで 2 条例第7条 の規定により中央図書館の管理を同条の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規	(2) 開館時間 ア 中央図書館 ⑦ 月曜日から金曜日まで(休日及び8月6日を除く。) 午前10時から午後9時まで ⑧ 土曜日、日曜日、休日及び8月6日 午前10時から午後6時まで。ただし、多目的室及び自習室においては、午前10時から午後9時まで イ 分館(まんが図書館及び佐伯区図書館湯来河野閲覧室を除く。) ⑦ 火曜日から金曜日まで(休日及び8月6日を除く。) 午前9時から午後7時まで ⑧ 土曜日、日曜日、休日及び8月6日 午前9時から午後5時まで 立 まんが図書館 午前10時から午後5時まで エ 佐伯区図書館湯来河野閲覧室 ⑦ 火曜日から金曜日まで(休日及び8月6日を除く。) 午前9時から午後6時まで ⑧ 土曜日、日曜日、休日及び8月6日 午前10時から午後5時まで 2 条例第14条第1項の規定により中央図書館の管理を同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規

現 行	改 正
定する開館時間を延長することができる。 (指定管理者の指定に係る申請書の提出等) <u>第4条</u> <u>条例第8条第1項</u>の規定による提出は、教育委員会が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。 2 <u>条例第8条第1項</u>の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1)～(5) (略) (図書館資料の寄贈又は寄託) <u>第5条</u> 中央図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。その手続き及び取扱いについては、別に定めるところによる。 2 寄託を受けた図書館資料が、災害等の不可抗力によつてき損し、又は滅失した場合には、その責めを負わないものとする。 (用紙の規格) <u>第6条</u> <u>条例別表</u> <u>備考</u>の用紙の規格は、日本産業規格のA列3番、A列4番、B列4番又はB列5番とする。 <u>第7条</u> (略)	定する開館時間を延長することができる。 <u>(使用の許可の手続)</u> <u>第4条</u> <u>条例第4条第1項</u>の規定により許可を受けようとする者は、<u>所定の申請書を教育委員会に提出しなければならない。</u> 2 <u>条例第4条第1項</u>の許可の申請は、<u>その申請に係る使用日の3か月前の日前のものについては、これを受け付けない。ただし、教育委員会において特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 3 <u>教育委員会は、条例第4条第1項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。</u> 4 <u>条例第14条第1項</u>の規定により中央図書館の管理を指定管理者に行わせる場合における<u>第1項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。</u> (指定管理者の指定に係る申請書の提出等) <u>第5条</u> <u>条例第15条第1項</u>の規定による提出は、教育委員会が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。 2 <u>条例第15条第1項</u>の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1)～(5) (現行に同じ。) (図書館資料の寄贈又は寄託) <u>第6条</u> 中央図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。その手続き及び取扱いについては、別に定めるところによる。 2 寄託を受けた図書館資料が、災害等の不可抗力によつてき損し、又は滅失した場合には、その責めを負わないものとする。 (用紙の規格) <u>第7条</u> <u>条例別表第2備考</u>の用紙の規格は、日本産業規格のA列3番、A列4番、B列4番又はB列5番とする。 <u>第8条</u> (現行に同じ。)

議案第 14 号

令和 7 年 3 月 27 日提出

広島市郷土資料館条例施行規則の一部改正について

広島市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則

広島市郷土資料館条例施行規則（昭和 60 年広島市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 休館日

ア 郷土資料館（附属展示施設を除く。）

(ア) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日の翌日でない日

(イ) 休日の翌日

(ウ) 8 月 6 日

(エ) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

イ 附属展示施設

(ア) 毎月の第 2 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、そ

の直後の休日でない日

(イ) 12月29日から翌年1月4日まで

(ウ) 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日（当該金曜日が休日に当たるときは、その前日）

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、4月1日から翌年3月31日までの間において7日以内で教育委員会が定める期間

(2) 開館時間

ア 郷土資料館（附属展示施設を除く。）

午前9時から午後5時まで。ただし、入館は、午後4時30分までとする。

イ 附属展示施設

(ア) 月曜日から金曜日まで（休日及び8月6日を除く。） 午前10時から午後9時まで

(イ) 土曜日、日曜日、休日及び8月6日 午前10時から午後6時まで

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

広島市立郷土資料館条例施行規則の一部改正について

1 改正の要旨

郷土資料館に附属展示施設を新たに設置することに伴い、同施設の休館日及び開館時間を次のように定めようとするものである。

(1) 休館日

ア 毎月の第 2 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日

イ 12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで

ウ 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日（当該金曜日が休日に当たるときは、その前日）

エ アからウまでに掲げるもののほか、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において 7 日以内で教育委員会が定める期間

(2) 開館時間

ア 月曜日から金曜日まで（休日及び 8 月 6 日を除く。） 午前 10 時から午後 9 時まで

イ 土曜日、日曜日、休日及び 8 月 6 日 午前 10 時から午後 6 時まで

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

現行改正比較表（広島市郷土資料館条例施行規則）

現 行	改 正
第1条 （略） （休館日及び開館時間） 第2条 広島市郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することがある。 (1) 休館日 ア 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日の翌日でない日 イ 休日の翌日 ウ 8月6日 エ 12月29日から翌年1月3日まで (2) 開館時間 午前9時から午後5時まで。ただし、入館は、午後4時30分までとする。	第1条 （現行に同じ。） （休館日及び開館時間） 第2条 広島市郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することがある。 (1) 休館日 ア 郷土資料館（附属展示施設を除く。） ⑦ 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日の翌日でない日 ④ 休日の翌日 ⑥ 8月6日 ⑤ 12月29日から翌年1月3日まで イ 附属展示施設 ⑦ 毎月の第2月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日 ④ 12月29日から翌年1月4日まで ⑥ 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日（当該金曜日が休日に当たるときは、その前日） ⑤ ⑦から⑥までに掲げるもののほか、4月1日から翌年3月31日までの間において7日以内で教育委員会が定める期間 _____ _____ (2) 開館時間 ア 郷土資料館（附属展示施設を除く。） 午前9時から午後5時まで。ただし、入館は、午後4時30分までとする。

現 行	改 正
2 条例第8条の規定により郷土資料館の管理を同条の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規定する開館時間を延長することができる。 第3条・第4条 （略）	<u>イ 附属展示施設</u> <u>(7) 月曜日から金曜日まで（休日及び8月6日を除く。） 午前10時から午後9時まで</u> <u>(4) 土曜日、日曜日、休日及び8月6日 午前10時から午後6時まで</u> 2 条例第8条の規定により郷土資料館の管理を同条の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規定する開館時間を延長することができる。 第3条・第4条 （現行に同じ。）